

国民健康保険の保険料率が決定しました

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2128

平成27年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決定しました。

納付通知書は7月中旬ごろ世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、世帯に加入者がいれば、納付義務者は世帯主となります。(このような世帯主を擬制世帯主といいます)

保険料の納付方法(年金天引き)

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の場合、保険料の納付が世帯主の年金から天引きになります。

ただし、次の場合は保険料の天引きは行われません。

○世帯主が国民健康保険加入者ではない場合

○国民健康保険加入者の中に今年度中に75歳に到達する人がいる場合

○対象となる年金が年額18万円未満の場合

○介護保険料との天引き額の合計が、対象となる年金額の2分の1を超える場合

このような場合、保険料は納付書または口座振替で納付してください。また、年金天引きの対象となる方

でも、希望する方は別途手続きを行うことにより、口座振替で納付することもできます。

保険料の軽減

つぎの所得の世帯の方は、均等割・平等割に以下の軽減措置があります。今年度、5割・2割軽減については、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

7割軽減 被保険者(擬制世帯主を含む)の所得の合計が33万円以下の世帯

5割軽減 被保険者(擬制世帯主を含む)の所得の合計が33万円+26万円×被保険者数以下の世帯

2割軽減 被保険者(擬制世帯主を含む)の所得の合計が33万円+47万円×被保険者数以下の世帯

軽減の対象かどうかを判定するときの被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

昭和25年1月1日以前の生まれで、公的年金所得者の場合、軽減判定の際に限り公的年金所得から15万円を

控除します。所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

国民健康保険の保険料率

区 分		医療分 (加入者全員)	後期高齢者 支援金分 (加入者全員)	介護分 ※(40歳から 64歳の方)
所得割	(平成26年中の所得額-33万円) × 所得割率	6.21%	2.18%	2.23%
資産割	平成27年度固定資産税額(土地・ 家屋) × 資産割率	15.34%	5.39%	6.93%
均等割	加入者1人あたり	22,110円	7,710円	8,930円
平等割	1世帯あたり	25,470円	8,880円	7,220円
賦 課 限 度 額		520,000円	170,000円	160,000円

※ 65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付していただくため、介護分の負担はありません。

平成27年度
納期限

7月31日

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2127

固定資産税・都市計画税(2期)
国民健康保険料(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
介護保険料(1期)

ご注意ください

○納めるとき、お届けしている納付書を使用してください。
○大竹市指定金融機関で納めてください。

納め忘れに
注意しようね!

